

2020年4月28日18:00付 韓国農林畜産食品部プレスリリース

## 養豚農場に雇用されている外国人労働者の防疫規則遵守教育の広報強化

<https://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGblWFmcmElMkY2OCUyRjMvMzYwNCUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cGFzc3dvcmQlM0QlMjZzemNoQ29sdW1uJTNEJTI2cGFnZSUzRDElMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnJvdvUzRDEwJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

□ASF 中央事故収拾本部(本部長:キム・ヒョンス農食品部長官)は、ベクター・車両・人を通じてウイルスが養豚農場へ伝播するリスクを低減させるため、防疫管理強化方案を用意し、全力で対応している。

○最初に、境界地域の‘汚染源除去’のために野生イノシシ ASF 検出地域や周辺水路、出入り車両、人に対する消毒を強化した。

-特に、防除車両接近が困難な地域には、山林庁のヘリコプター・無人ヘリコプター・ドローン等を活用した。

○第2に、‘ベクター’による伝播を防ぐため、4月中は境界地域 395 戸の農家へ専門業者による駆虫・殺鼠を支援する。

(4月16日から毎週水曜日を全国養豚農家の畜舎内外消毒・清掃などを同時に実施する畜産環境改善の日として設定し、運営している)

○第3に、5月1日から‘畜産車両出入り統制’を施行し、主な伝播原因である畜産車両が養豚農場に出入りするのを原則禁止とする。

-やむを得ず車両を出入りさせる場合、進入した車両と飼育施設を分離する内部フェンスおよび人が着替え・消毒する防疫室を設置する。

□第4に、人によるウイルス伝播を防ぐために養豚農場に雇用された外国人労働者に対する‘防疫規則遵守教育・広報’を集中する計画を掲げている。

○農場管理者と内国労働者の場合、随時配付されるハングル資料で ASF 防疫規則など関連情報を簡単に伝えることができるが、

○外国人労働者はハングル資料を理解するのが困難なため、防疫規則は農場管理者から伝え聞く程度となり、教育が不十分となるという問題があった。

※外国人労働者雇用現況:全国養豚農場 6,066 戸中 1,727 戸に 15ヶ国 5,583 人

(国籍:15ヶ国)ネパール、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、中国、インド、モンゴル、スリランカ、フィリピン、ウズベキスタン、台湾、インドネシア、東ティモール、ラオス

□中央捜査本はこのような問題を解消するため、今年、外国人労働者の国籍に合わせて15ヶ国の‘多言語防疫上の注意’を作成した。

○‘多言語防疫上の注意’は、全国の自治体やハンドン協会など生産者団体、家畜防疫機関のHPに掲載し、現場指導の際に活用できるようにした。

※ASF(ASF)防疫基本規則遵守(予告(例示))

- ・(ベクター)生石灰ベルト構築、フェンス・忌避剤設置、防鳥ネット設置、定期的駆虫・殺鼠、飼料入れ・堆肥場の清掃・消毒、豚舎の防虫ネット設置など
- ・(車両・物品)畜産車両農場進入統制、耕うん機・トラクターなど農場外部装備搬入禁止、車両出入り時の洗浄・消毒、農場内物品の消毒・保管など
- ・(人)外部の人の立入禁止、対人消毒施設・踏み込み消毒槽設置、出入りした人の記録、豚舎出入り時の手洗い、前室設置、豚舎専用長靴の履き替えなど

□外国人労働者の各国籍に合う‘多言語文字(MMS)’で記されたASF防疫上の注意を外国人労働者の携帯電話に毎週1回以上送信し、

○農場管理者にも同内容のハングル文字を同時配信し共有できるように進めている。

○外国人労働者が消毒等について自己点検できるよう、「自己点検チェックリスト」も15カ国語版製作して普及させた。

□この他、教育・広報コンテンツ多様化のため、防疫のヒントの5カ国語版「多言語広報映像」を制作中で、実際の教育・広報現場で活用することができるよう、5月中にも各関連機関などに普及させる計画である。

□中央捜査本は多言語教育広報の成果を中間点検するため、4月の全国の養豚農場の外国人労働者を対象に「防疫上の注意認識レベルの調査」を進めている。

○調査結果をもとに、国籍、在留期間、勤務地域による成績の差を分析し、補完する計画である。

○外国人労働者が関係法令上防疫遵守事項を違反した場合は、農場に罰則金処分などの不利益措置を適用し、

-外国人労働者が出入国について未申告であった場合や、豚肉類などを旅行者携帯品として搬入した場合などは、労働者本人に罰則金を科す予定である。

□中央捜査本関係者は農場管理者に対し、ASF予防のために消毒など農場単位の予防措

置、環境改善、畜産車両出入り統制を徹底的に履行し、外国人労働者にも防疫規則を正確に理解し必ず遵守させるよう注意を促した。

以上